

第 1 3 8 1 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成 2 9 年 9 月 1 4 日 木曜日
開会 1 0 時 0 0 分 閉会 1 1 時 3 0 分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席者	教 育 長	在田 正秀
	委 員	星川 茂一
	委 員	鈴木 晶子
	委 員	高乗 秀明
	委 員	笹岡 隆甫
	委 員	奥野 史子

4 欠席者 なし

5 傍聴者 2 人

6 議事の概要

(1) 開会

1 0 時 0 0 分, 教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1 3 8 0 回京都市教育委員会会議の会議録について, 教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

報告 3 件, 議案 2 件

イ 非公開の承認

報告 2 件, 議案 2 件については, 訴訟及び不服申し立てに関する案件及び人事に関する案件のため, 京都市教育委員会会議規則に基づき, 非公開とすることについて, 全委員の承認が得られた。

ウ 報告事項

報告 京都市いじめの防止等取組指針の改定について

(事務局説明 加藤 生徒指導課担当課長)

今回報告させていただく「京都市いじめの防止等取組指針」については、既に7月の勉強会で御説明し、その時頂いた御意見や、教育福祉委員会での議論を踏まえた修正案である。現状分析や改定内容の詳細について、前回御説明させていただいた内容と重複する部分については今回説明を割愛させていただく。

平成25年9月の国における「いじめ防止対策推進法」の施行及び平成25年10月の「いじめの防止等のための基本的な方針」の策定を受け、本市においても、市民意見募集や市会での報告等を経て、平成26年9月市会において「京都市いじめの防止等に関する条例」(案)について議決いただき、10月に同条例を公布・施行するとともに、平成27年1月に「京都市いじめの防止等取組指針」を策定した。この「条例」及び「取組指針」を、本市の「いじめ防止基本方針」と位置付け、いじめの未然防止及び早期発見、迅速かつ適切な対応、並びにいじめの再発防止等の施策を総合的に推進してきた。

この度、国の基本方針が改定されたことや、本市の状況を踏まえ、本市の「取組指針」について、改定を検討している。

改定方針は大きく3つあり、1つ目は国の「基本方針」の改定内容を反映させること。2つ目は本市「取組指針」をより実効性のあるものにすること。3つ目は「取組指針」の基本的な内容がより明確になるように、記載項目及び内容を整理することである。

改定箇所は多岐にわたるため、改定案は、主な改定のポイントに絞って説明する。

まず、取組指針の「1 はじめに」の部分について、今回の改定の趣旨を記載するとともに、全体を3部構成に整理した。

次に、「2 いじめについて」の部分について、本市ではいじめの定義を、法よりも幅広く定義しているところであるが、さらに児童生徒の感じる被害性に着目して判断することの必要性を明記した。これは、目の前の事象を捉えて「けんかである」等を判断せず、その背景を丁寧に聴き取る必要があるという趣旨である。

次に「5 京都市教育委員会が実施する施策」について、いじめの未然防止に向けた教職員の資質向上の取組に係り、組織的対応や小中一貫教育の観点から記載を充実し、また、いじめの防止等に適切に取り組んでいけるよう、「教職員が子どもと向き合う時間の確保に向けた学校運営支援」について項目を追加、加えて、チーム学校としての機能向上に向け、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置と活用について記載を充実、さらに、学校の基本方針に基づく取組充実に向け、「取組の検証と学校評価」について項目を追加した。

次に「6 学校が実施する施策」については、改定箇所が多いため、詳細を別に記載しているが、前回の勉強会で御説明した内容と重複するため、説明は割愛させていただく。

国の改定内容を反映させつつ、本市の状況を踏まえた改定を行っている。

次に、「9 インターネット等によるいじめへの対応」については、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に深刻な影響を及ぼし、時として、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得るということを明記し、「情報モラル教室」の実施等、本市の取組を現時点の内容に更新している。

最後に「重大事態への対応」について、重大事態の疑いが生じた時点で調査を開始すること、教育委員会に直ちに報告し、教育委員会と十分連携を図り、対処方針を共有して迅速に対処することを明記している。

それでは、平成29年7月6日に勉強会でお示しした案から、教育委員の先生方の御意見等を踏まえて変更した点について説明する。

まず、いじめ対策委員会の「児童生徒保護者への役割等の周知」について、前回案で“なお書き”で記載していたものを、いじめ対策委員会の役割として“項目”に追加している。次に、「学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成」の項目について、記載を充実するとともに、「いじめは刑事罰や損害賠償請求の対象等に成り得る」ことを追記している。「インターネット等によるいじめ」の項目でも記載している内容であるが、全てのいじめに関わることで、いじめの未然防止のための取組の項目に記載を加えている。また、道徳教育について記載を充実している。

次に、「いじめ対策委員会が相談・通報窓口である」という記載について、実態に合わせ、「身近な存在である学級担任などの教職員」に相談できる環境を整え、相談内容を「いじめ対策委員会で組織として共有する」という記載に変更している。加えて子ども自らがいじめの相談をすることの重要性について記載を加え、勇気をもって相談してくれた児童生徒に対しては、そのことを褒め「絶対守る」「確実に解決する」という学校の姿勢を示すよう記載している。

次に、記載内容を整理・充実した部分についてであるが、「学校いじめの防止等基本方針で定める内容」の「学校いじめ防止プログラム」で定める範囲について、いじめが起こった時の措置及び再発防止に向けた取組、教職員の資質能力向上の取組を含め、また年間計画についてもいじめ対策委員会や保護者・地域関係機関との連携も含めて、一体的に展開されるように修正を加えている。

また、いじめ事案に対する組織的な対応の流れについても、前提となる基本事項等記載を充実している。

なお、「生徒指導ハンドブック」との連携についての御意見を前回いただいたが、「生徒指導ハンドブック」は教職員向けの内容であるのに対し、本指針が全市民に向けた内容であることから直接的な記載は今回見送った。しかし、大変重要な御指摘であるので、指針改定の周知に合わせて、再度教職員に対して「生徒指導ハンドブック」の活用についても徹底してまいらる。

今後の予定は、本日の教育委員会での御意見を踏まえ、9月中に改定案を確定し、10

月に市立学校園に通知するとともに、私立学校園・保育園（所）等にも順次、情報提供を行ってまいります。

最後に、参考資料として配布させていただいている「SNSを活用した相談体制」についてであるが、若年層のコミュニケーション手段はSNSが圧倒的である現状において、児童生徒が使い慣れた手段で相談を受け付けるという点で注目され、いくつかの自治体で試行的に取組が始まっている。国においても調査研究が今後行われる予定であり、他都市の成果や課題、財政負担等を踏まえて本市においても今後研究を進めてまいります。

（委員からの主な意見）

【笹岡委員】 「生徒指導ハンドブック」は何年間に一回更新するのか。

【事務局】 更新の周期が決まっているわけではなく、必要に応じて適宜更新している。修正等があった場合には、修正部分のシールを配布して対応している。

【奥野委員】 私立学校園・保育園、保育所等に順次情報提供していくということであるが、どのように情報提供を行うのか。公立私立問わず、しっかりと行ってほしい。

【事務局】 各園長会や理事長会において、本市のいじめの状況や取組の状況を含めて説明する予定である。

【星川委員】 これまでの取組が反映され、丁寧な改定がなされた。特にいじめ防止対策の取組状況等が学校評価の項目に位置付けられることは、大きくプラスになると思う。今後はこれらの内容が教職員で共有されることは最低限として、子どもたちや保護者等に如何に伝えていくかが大事。特に指針11頁にある「いじめの発生時における学校の対応」について子どもたち自身が知ることは大変重要だと思うので、色々な機会を捉えて周知してほしい。

【事務局】 既に全校集会等で、いじめ対策委員会の先生方が子どもたちの前に並んで、一人一人思いを伝えるといった取組をしている学校もある。こうした取組を全市に広げていきたい。

【鈴木委員】 特に、いじめの定義について、子どもたちが感じる「被害性」に着目して判断する等、踏み込んだ記載がなされた点等、メッセージ性のある改定がなされたと思う。いじめは個人と個人の問題でなく、学校全体の人間関係やネットワークのほころび、学校の組織・システムの破綻に起因するということ、それには学校の組織的な対応が必要であるという認識がやっと広がってきた。今後は、指針をどのように学校現場に落とし込むかが重要であり、また、はぐくみ憲章の精神に基づいた本市らしい取組の推進が必要である。

【事務局】 研修等あらゆる機会を通じて、管理職や生徒指導の先生方だけでなく、全教職員に対し、本指針の内容を伝えていきたいと考えており、その際、例えば「全国いじめ問題子供サミット」で寄せられた子どもたちの意見等を含めて伝えていければ効果的であると考えている。

御指摘のとおり、はぐくみ憲章の理念を踏まえ、大人みんなで子どもたちを

見守っていくことが大切であり、幼児期も含めた子どもの発達段階に応じた取組を一体的に進めていくため、オール京都市で取り組んでまいりたい。

【鈴木委員】 「いじめがゼロということはありえない」というスタートラインに立って、この間取組が進められてきた。いじめは様々な態様がある中で“グレーゾーン”にあるいじめは、学級運営の基盤が弱いと解消できない。保護者との人間関係や日常の学級運営の基盤をしっかりと強化して取組を進めてほしい。

【高乗委員】 いじめ対策において「未然防止」の観点が必要であり、人間関係のもつれやトラブル等、グレーゾーンに対していかに丁寧に指導するかがポイントとなり、先生の力量が問われる。教育相談やPTA活動等を通じた、子どもや保護者との日常的なコミュニケーションが大事であることも含めて、改めて学校現場に周知徹底してほしい。

【事務局】 「見逃しのない観察」という観点で、先生の感度を高めていくとともに、先生一人ではなく、複数の教職員の目で見えていくということを、しっかり学校現場に伝えてまいりたい。

【在田教育長】 今後、本指針の内容を保護者や地域等に分かりやすく伝えていくよう、工夫をお願いしたい。

その他、報告2件、議案2件について、訴訟及び不服申し立てに関する案件及び人事に関する案件であり、非公開。
--

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

- 9月1日 京都青果合同株式会社への感謝状贈呈式
- 9月7日 向島小中一貫教育校起工式
- 9月8日 小学校長との懇談会
- 9月13日 市会教育福祉委員会

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

11時30分、教育長が閉会を宣告。

署 名 教育長